

## 「アクション・プラン」推進委員会の運営について

○ 委員長は、審議に係る者の出席を求めることができる。

○ 委員会は、公開とする。(記者の傍聴を認める。)

なお、委員会終了後、議事要旨を作成し、ホームページに掲載する。議事録も作成し、関係者の確認を経て、ホームページに掲載する。

※ 委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定めることが基本とすることを地域主権戦略会議（第11回）で決定済